

料金体系について②



目次

1 第2回部会の振り返り

- ・第2回部会での意見 3

2 課題の分析と方向性の再検討

- ・遡増料金制について 5

3 再シミュレーション

- ・シミュレーションパターン②（第2回部会資料の再掲） 7
- ・シミュレーションパターン②ー1 10
- ・シミュレーションパターン②と②ー1の比較 11
- ・シミュレーションパターン①～②まとめ 13

4 料金体系に係る諸制度について

- ・公衆浴場用料金 16
- ・生活困窮家庭等への配慮 17
- ・給水申込納付金・開発負担金 18

1 第2回部会の振り返り

第2回部会での意見

● 料金体系の見直しの方針について

県営水道の料金体系は、小口径（一般家庭）利用者への負担を抑えるよう配慮をしてきた経緯があり、小口径については、料金収入が給水原価を下回っているのではないかと。加えて、単身世帯が増えるなど水需要の構造が変化している中、現在の一般家庭への配慮をさらに強化するような改定を行うべきではないのではないかと。

● シミュレーションについて

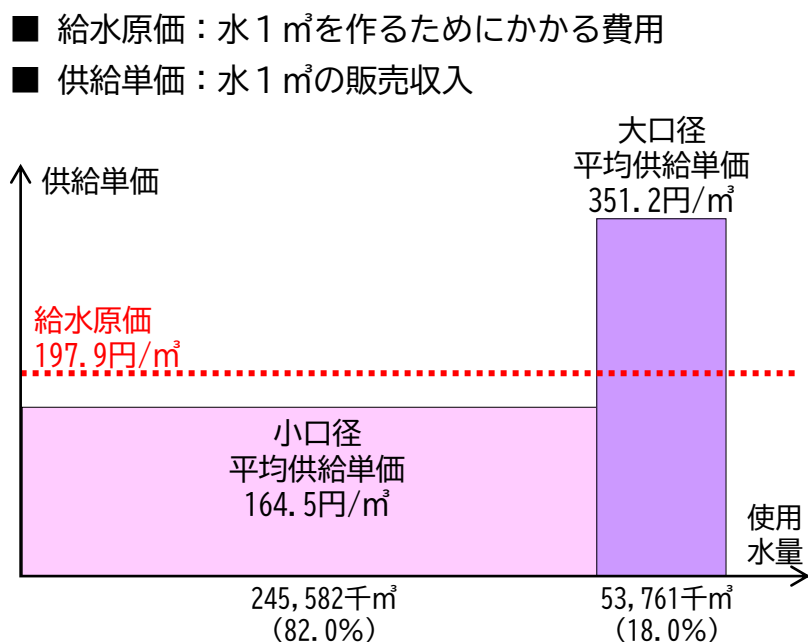
従量料金の高水量区分の改定率を上げ、大口径利用者に負担を寄せるのではなく、低水量区分の改定率を上げ、小口径利用者にも応分に負担してもらうようなシミュレーションも示して欲しい。

2 課題の分析と方向性の再検討

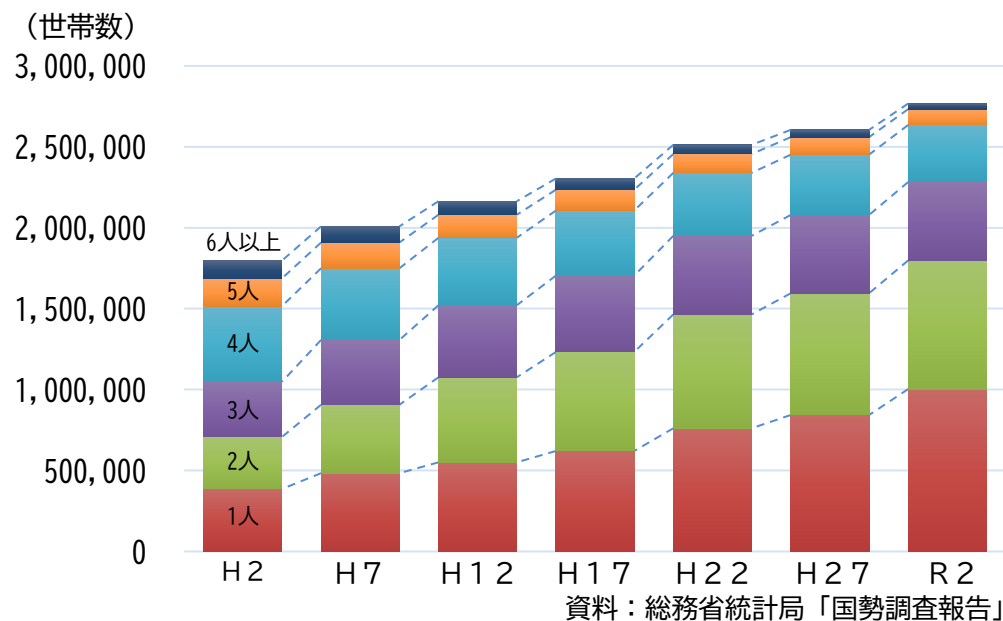
逦増料金制について

- 県営水道の料金体系は、小口径（一般家庭）利用者への負担を抑えるよう配慮をしてきた経緯があり、平均供給単価だけで見ると、小口径は164.5円/m³で、給水原価（197.9円/m³）を下回り、一方、大口径は351.2円/m³であり、給水原価を上回っている状態。【図1】
- 今後5年間の水需要は微増すると予測しているが、将来的には人口減少などに伴う水需要の緩やかな減少が見込まれる。また、単身世帯の増加【図2】などに伴い、低使用水量区分（1～10m³）の利用割合の増加が将来的に見込まれる。
- 逦増料金制は、かつて給水量が右肩上がりだった時代に多量使用を抑制する目的で導入されたものであり、将来的に水需要の減少が見込まれる現状と合わなくなってきている。
- このため、逦増度※を緩和する改定について検討する。 ※逦増度：最高単価／最低単価（口径13mm・10m³使用時の水道料金/10）

【図1】 給水原価と供給単価（R6決算見込）



【図2】 世帯人員別世帯数の推移（千葉県・H2～R2）

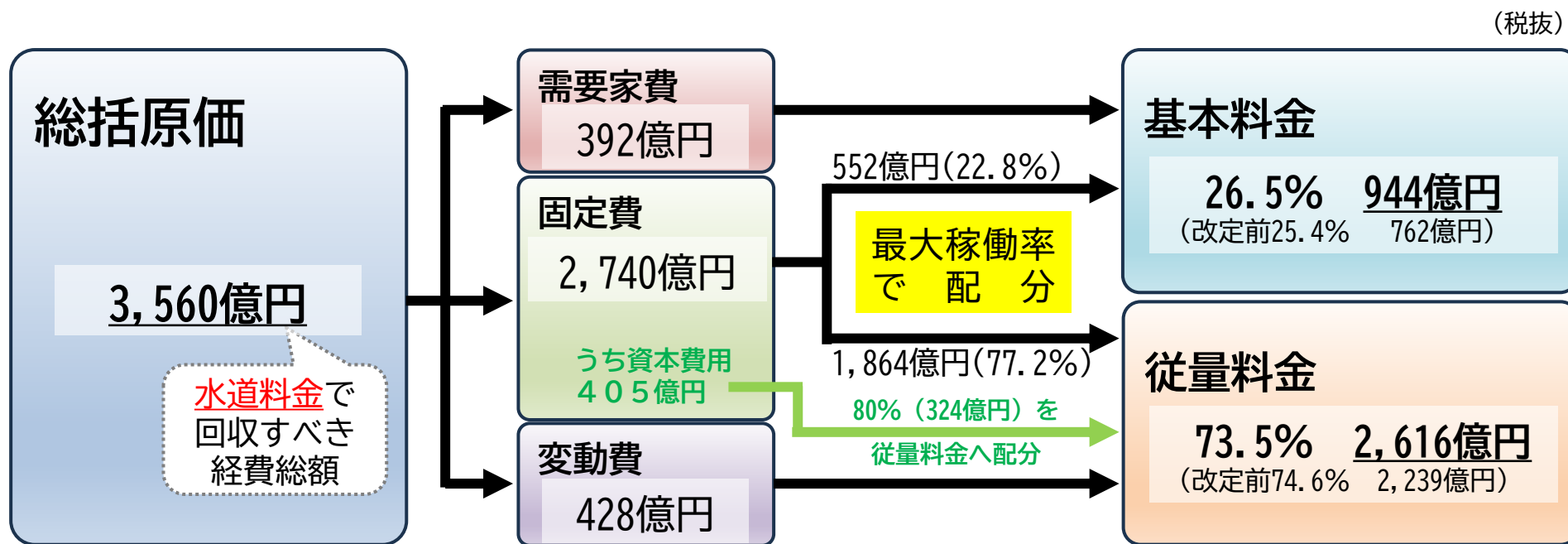


3 再シミュレーション

料金体系シミュレーション パターン②【総括原価の配分】

- 「算定要領」に定めのある基本料金の軽減措置を適用し、固定費のうち資本費用の**80%を従量料金へ配分**したうえで、残余を**最大稼働率**を用いて基本料金と従量料金に配分することで、**基本料金割合の増加幅を下げる**

➡ 基本料金割合 : 現行25.4% ⇒ **26.5%**
 従量料金割合 : 現行74.6% ⇒ **73.5%**



料金体系シミュレーション パターン②【単価表】

■基本料金単価

各口径の改定率に極力差が開かないよう、基本料金の増加率23.9%（改定前：762億円→改定後：944億円）を全口径に概ね一律で配分し、基本料金を算定。
（1か月・税抜）

口径		現行	改定案	（改定率）
小口径	13mm	380円	470円	(+23.7%)
	20mm	890円	1,103円	(+23.9%)
大口径	25mm	1,590円	1,970円	(+23.9%)
	40mm	6,350円	7,866円	(+23.9%)
	50mm	14,400円	17,837円	(+23.9%)
	75mm	33,100円	41,001円	(+23.9%)
	100mm	63,900円	79,153円	(+23.9%)
	150mm	177,600円	219,993円	(+23.9%)
	200mm	360,000円	445,932円	(+23.9%)
	250mm	641,000円	794,007円	(+23.9%)
	300mm	1,027,000円	1,272,145円	(+23.9%)
	平均改定率		23.9%	

■従量料金単価

基本料金を左の表のとおり改定した場合に、従量料金と合わせた水道料金の改定率が各口径とも極力18.6%に近づくよう、低水量区分を低めに、その分高水量区分を高めに設定。
（1か月・税抜）

使用水量	現行	改定案	（改定率）
1～10m ³	57円	65円	(+14.0%)
11～20m ³	150円	175円	(+16.7%)
21～40m ³	244円	285円	(+16.8%)
41～100m ³	326円	383円	(+17.5%)
101～500m ³	404円	478円	(+18.3%)
501m ³ ～	441円	522円	(+18.4%)
平均改定率		16.8%	

料金体系シミュレーション パターン②【試算結果】

■ 試算結果

水道料金回収額 (R8～R12) (税抜)

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,339億円	18.6%
大口径	1,029億円	1,221億円	18.6%
合 計	3,001億円	3,560億円	18.6%

■ 課題

基本料金割合が現行より1.1ポイント高まったうえ、小口径と大口径の平均改定率が同程度となったものの、逓増度が若干上がった。

※ 逓増度……最高単価／最低単価
 (13mm基本料金+10m³使用時の従量料金)／10で求めた単価

当局の現在の逓増度は4.64、
 本パターンの逓増度は4.66

■ モデルケース別試算

(1か月・税込)

	モデルケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	試算結果 (差額・改定率)
小 口 径	単身(13mm) 	910円 【月8m ³ 】	1,080円 (+170円、+18.7%)
	3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m ³ 】	3,850円 (+600円、+18.5%)
大 口 径	飲食店等(25mm) 	6,710円 【月30m ³ 】	7,940円 (+1,230円、+18.3%)
	ホテル等(100mm) 	978,180円 【月1,945m ³ 】	1,161,290円 (+183,110円、+18.7%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、
 実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。
 ※ 実際のご請求は2か月に1回です。

料金体系シミュレーション パターン②－１【単価表】

■基本料金単価

各口径の改定率に極力差が開かないよう、基本料金の増加率23.9%（改定前：762億円→改定後：944億円）を全口径に概ね一律で配分し、基本料金を算定。（１か月・税抜）

口径		現行	改定案	(改定率)
小口径	13mm	380円	470円	(+23.7%)
	20mm	890円	1,103円	(+23.9%)
大口径	25mm	1,590円	1,970円	(+23.9%)
	40mm	6,350円	7,866円	(+23.9%)
	50mm	14,400円	17,837円	(+23.9%)
	75mm	33,100円	41,001円	(+23.9%)
	100mm	63,900円	79,153円	(+23.9%)
	150mm	177,600円	219,993円	(+23.9%)
	200mm	360,000円	445,932円	(+23.9%)
	250mm	641,000円	794,007円	(+23.9%)
	300mm	1,027,000円	1,272,145円	(+23.9%)
平均改定率			23.9%	

■従量料金単価

逓増度を緩和するため、低水量区分を高く、その分高水量区分を低くしたうえで、基本料金と従量料金を合わせた水道料金の口径ごとの平均改定率（P12参照）が20%を超えないように単価を設定。（１か月・税抜）

使用水量	現行	改定案	(改定率)	パターン②との比較
1～10m ³	57円	67円	(+17.5%)	+2円
11～20m ³	150円	175円	(+16.7%)	
21～40m ³	244円	285円	(+16.8%)	
41～100m ³	326円	380円	(+16.6%)	-3円
101～500m ³	404円	471円	(+16.6%)	-7円
501m ³ ～	441円	514円	(+16.6%)	-8円
平均改定率		16.8%		

逓増度 現行：4.64 改定後：4.51

※ 逓増度……最高単価／最低単価
 （13mm基本料金＋10m³使用時の従量料金）／10で求めた単価

料金体系シミュレーション パターン②－１【試算結果】

■ 試算結果

水道料金回収額（R8～R12）（税抜）

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,353億円	19.3%
大口径	1,029億円	1,207億円	17.3%
合 計	3,001億円	3,560億円	18.6%

【基本料金割合】

現状：25.4% → 改定後：26.5%

【逦増度】

現状：4.64 → 改定後：4.51

■ モデルケース別試算

（１か月・税込）

	モデル ケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	パターン② 試算結果 (差額・改定率)	パターン②－１ 試算結果 (差額・改定率)
小 口 径	単身(13mm) 	910円 【月8m³】	1,080円 (+170円、 +18.7%)	1,100円 (+190円、 +20.9%)
	3人家族 (20mm) 	3,250円 【月20m³】	3,850円 (+600円、 +18.5%)	3,870円 (+620円、 +19.1%)
大 口 径	飲食店等 (25mm) 	6,710円 【月30m³】	7,940円 (+1,230円、 +18.3%)	7,960円 (+1,250円、 +18.6%)
	ホテル等 (100mm) 	978,180円 【月1,945m³】	1,161,290円 (+183,110円、 +18.7%)	1,145,320円 (+167,140円、 +17.1%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、
実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。
※ 実際のご請求は2か月に1回です。

料金体系シミュレーション パターン②と②-1の比較

■ 従量料金単価の比較

(1か月・税抜)

使用水量	パターン②	パターン②-1	
1～10m ³	65円	67円	+2円
11～20m ³	175円	175円	
21～40m ³	285円	285円	
41～100m ³	383円	380円	-3円
101～500m ³	478円	471円	-7円
501m ³ ～	522円	514円	-8円
逦増度	4.66	4.51	

■ 口径ごとの平均改定率の比較

口径	パターン② 平均改定率	パターン②-1 平均改定率
13mm	18.2%	19.3%
20mm	18.7%	19.3%
小口径平均	18.6%	19.3%
25mm	18.4%	17.9%
40mm	18.6%	17.4%
50mm	18.7%	17.3%
75mm	18.8%	17.3%
100mm	18.8%	17.1%
150mm	18.7%	17.1%
200mm	18.7%	17.0%
250mm	18.4%	16.6%
300mm	18.5%	16.7%
大口径平均	18.6%	17.3%

料金体系シミュレーション パターン①～②まとめ

■ モデルケース別試算

(1 か月・税込)

	モデル ケース (使用口径)	現行 【使用水量例】 基本料金割合 25.4%	パターン① 基本料金割合 28.6%	パターン② 基本料金割合26.5%	パターン②ー1
小 口径	単身(13mm) 	910円 【月8m ³ 】	1,260円 (+350円、+38.5%)	1,080円 (+170円、+18.7%)	1,100円 (+190円、+20.9%)
	3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m ³ 】	3,870円 (+620円、+19.1%)	3,850円 (+600円、+18.5%)	3,870円 (+620円、+19.1%)
大 口径	飲食店(25mm) 	6,710円 【月30m ³ 】	7,620円 (+910円、+13.6%)	7,940円 (+1,230円、+18.3%)	7,960円 (+1,250円、+18.6%)
	ホテル(100mm) 	978,180円 【月1,945m ³ 】	1,098,870円 (+120,690円、+12.3%)	1,161,290円 (+183,110円、+18.7%)	1,145,320円 (+167,140円、+17.1%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。

※ 実際のご請求は2か月に1回です。

料金体系シミュレーション パターン①～②まとめ

	パターン①	パターン②	パターン②－１
基本料金 割合	２８．６％	２６．５％	２６．５％
小口径 平均改定率	２２．１％	１８．６％	１９．３％
大口徑 平均改定率	１１．９％	１８．６％	１７．３％
メリ ット	基本料金割合が現状より も大きく高まる (３.２ポイント増)	・基本料金割合が現状 よりも高まる (１.１ポイント増) ・小口径使用者と大口徑 使用者の平均改定率が 同程度となる	・基本料金割合が現状 よりも高まる (１.１ポイント増)
デメ リット	小口径使用者と大口徑 使用者の平均改定率の 差が大きい	逡増度が若干上がる	パターン①と比較し、 基本料金割合の上昇幅が 小さい

4 料金体系に係る諸制度について

公衆浴場用料金

千葉県水道事業給水条例第24条別表第一

(1) 概要

『物価統制令の適用を受ける公衆浴場（銭湯）』に限り適用となる料金。

使用水量	料金（税抜）
1m ³ につき	57円

（基本料金は、一般用と共通）

(2) 目的

公衆浴場の入浴料金は、公衆衛生の観点から、都道府県により上限額が設定されている。

多くの水道事業体で、入浴料金に影響する公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準としており、当局では、従量料金単価を最低単価で固定している。

(3) 今後の方針

以下の理由により、当該制度を維持することとし、料金改定後の単価は、新料金体系の従量料金の最低単価と同額とすることを想定している。

○ 公衆浴場の入浴料金は、現在も物価統制令により統制額を指定されていること

（千葉県では令和5年12月1日改定）

○ 引き続き、公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準を維持することが望ましいこと

生活困窮家庭等への配慮

千葉県水道事業給水条例第31条

(1) 概要

生活困窮家庭等への配慮として、生活保護世帯等及び社会福祉施設への水道料金一部免除（昭和51年度～）

【対象】

①生活保護世帯（生活、教育、住宅、医療扶助）、②中国残留邦人等支援給付世帯（生活、住宅、医療支援給付）、③児童扶養手当受給世帯、④特別児童扶養手当受給世帯、⑤身体障がい者世帯（1級、2級）、⑥知的障がい者世帯（重度以上）、⑦精神障がい者世帯（1級）、⑧社会福祉施設（公営以外の第一種）

注）⑤～⑦は市民税（所得割）を賦課された者がいない世帯に限る

【免除内容】

- ・①のうち生活扶助世帯、②のうち生活支援給付世帯：
基本料金と従量料金の合計額の8%及び、ひと月当たり10m³（ふた月では20m³）までの従量料金
- ・①のうち生活扶助世帯以外、②のうち生活支援給付世帯以外、③～⑦の世帯：
基本料金と従量料金の合計額の8%
- ・⑧社会福祉施設：基本料金と従量料金の合計額の8%及び従量料金の30%

(2) 目的

生活困窮家庭等への配慮

(3) 今後の方針（案）

以下の理由により、当該制度を維持することを想定している。

○昭和51年4月1日の料金改定の際、「最小限度の生活用水に対する料金の軽減について配慮すべきである」との水道事業運営審議会の答申を受け、生活保護世帯及び民間福祉施設について、従量料金の減額を政策的配慮により実施することとし、その後、児童扶養手当受給世帯等を対象とする減免制度を追加し、基本料金と従量料金の一定割合を免除することとした

○一方で対象世帯が増加傾向にあり、さらなる免除内容の追加は、他の水道使用者の負担増に繋がる

※ 平成8年4月1日の料金改定では、引き続き、当該制度を維持することとした。

給水申込納付金・開発負担金

千葉県水道事業給水条例第30条の2, 3

(1) 概要

① 給水申込納付金

新規の給水や口径を大きくする場合に徴収（昭和44年度～）

【例】口径13mm：110,000円、口径20mm：297,000円（以下、口径ごとに設定）

② 開発負担金

建築物（5 m³/日以上計画1日最大水量）の建築又は宅地（1,000m²以上）の造成を行う場合に徴収（昭和51年度～）

【例】建築物：計画1日最大水量×143,000円/m³、宅地：造成面積×715円/m²

（単位：億円、税抜き）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
水 道 料 金	596	591	588	586	590
給水申込納付金	37 (6.2%)	38 (6.4%)	37 (6.3%)	37 (6.3%)	39 (6.6%)
開 発 負 担 金	9 (1.5%)	11 (1.9%)	9 (1.5%)	10 (1.7%)	11 (1.9%)

※（ ）は対給水収益

(2) 目的と用途

【目的】新・現水道利用者間における負担の公平、料金水準の適正化（急激な料金の引上げの抑制）

【用途】給水需要の増加に伴う浄給水場等の拡張事業に係る企業債の償還

(3) 今後の方針

以下の理由により、給水申込納付金・開発負担金ともに制度を維持することを想定している。

○新・現水道利用者間における負担の公平という徴収目的は今後も変わりがないこと

○国の認可を受けた拡張事業である、湯西川ダム建設事業負担金等に係る企業債の償還が続いていること